

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部幹事会の構成員の官職の指定について

平成 28 年 5 月 20 日

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部長決定

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の設置について（平成 28 年 5 月 20 日閣議決定）第 3 項に基づき、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（外政担当）
議長代理	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	外務省地球規模課題審議官
構成員	内閣官房一億総活躍推進室次長
	内閣府大臣官房長
	警察庁長官官房審議官（国際・調整担当）
	金融庁総括審議官
	消費者庁次長
	復興庁統括官
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省官房審議官（国際・人権担当）
	財務省国際局長
	文部科学省国際統括官
	厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）
	農林水産省大臣官房総括審議官（国際）
	経済産業省通商政策局長
	国土交通省国際統括官
	環境省地球環境局長
	防衛省大臣官房審議官